



（令和 5 年分）

# 収 支 報 告 書

（ ふ り が な ） なかがわけいとあすのいりょうをかながえるかい

1. 政治団体の名称 中川圭と明日の医療を考える会

2. 主たる事務所の所在地 広島市東区戸坂くるめ木1丁目20番2号

3. 代表者の氏名 中川 圭子

4. 会計責任者の氏名 栩兼 仁美

事務担当者の氏名 大石 敏実

（ 電 話 ） 090-7543-6202

※この欄は、記入しないでください。

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
100140		有 無	有 無

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	特定パーティー開催団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/>	有 現 職
	公職の種類 <u>参議院議員（候補者等）</u>
	届出者氏名 <u>中川 圭子</u>
<input type="checkbox"/>	無

資金管理団体の指定の期間	
平成	<u>22</u> 年 <u>5</u> 月 <u>14</u> 日 から
令和	<u>  </u> 年 <u>  </u> 月 <u>  </u> 日 まで

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号
	公職の種類 <u>参議院議員 候補者等</u>
	公職の候補者氏名 <u>中川 圭子</u>

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和	<u>5</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日 から
令和	<u>5</u> 年 <u>12</u> 月 <u>31</u> 日 まで





(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表															
項 目		金 額										備 考			
1 経常経費															
(1) 人件費				十億						千			円		
(2) 光熱水費													0		
(3) 備品・消耗品費									9	9	1	4	6		
(4) 事務所費									2	2	9	6	0		
小 計 ((1)~(4))									1	2	2	1	0	6	
2 政治活動費															
(1) 組織活動費									4	0	1	8	2	6	
(2) 選挙関係費													0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費													0		
ア 機関紙誌の発行事業費													0		
イ 宣伝事業費													0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費													0		
エ その他の事業費													0		
(4) 調査研究費													0		
(5) 寄附・交付金													0		
(6) その他の経費													0		
小 計 ((1)~(6))									4	0	1	8	2	6	
合 計									5	2	3	9	3	2	※本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出は、備考欄に金額を内数で( )書すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		( <del>事務所費</del> (備品費・消耗品費) )		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	円					
ユニフォーム代として						4	7	3	0	0	R5.7.5	新宿高島屋	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-2	
ユニフォーム代として						1	4	6	3	0	R5.7.5	新宿高島屋	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-24-2	
ユニフォーム代として						2	9	2	6	0	R5.7.5	大丸東京店	東京都千代田区丸の内1-8-1	
この頁の小計						9	1	1	9	0				
その他の支出							7	9	5	6				
合 計						9	9	1	4	6				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。  
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		( 事務所費（事務管理費） )	
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	百	十	円							
外部監査費用					2	0	0	0	0	R5.3.13	棚田税理士事務所	広島市中区八丁堀12-3 6階	
この頁の小計									20000				
その他の支出									2960				
合 計									22960				

※ 5万円以上の（国会議員関係政治団体は1万円を超える）支出はすべて個別に記載し、5万円未満（国会議員関係政治団体は1万円以下）の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。  
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分		( 組織活動費 (旅費交通費) )		
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
	87	十億	百万	千	百	十	千	百	十					98
3/28 旅行代金として						8	8	7	0	0	R5. 1. 26	株式会社JTBトラベルゲート広島紙屋町	広島市中区紙屋町2-2-2	
8/30 宿泊代金として						2	1	7	9	0	R5. 8. 30	日本ホテル株式会社	東京都千代田区丸の内1-7-12	
ガソリン代						1	8	0	8	7	R5. 1. 27	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
ガソリン代						1	4	9	2	7	R5. 3. 27	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
ガソリン代						1	5	1	3	5	R5. 4. 27	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
ガソリン代						1	0	0	1	5	R5. 5. 29	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
ガソリン代						1	3	2	4	0	R5. 6. 27	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
ガソリン代						1	3	6	2	1	R5. 7. 27	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
ガソリン代						1	3	3	9	3	R5. 8. 28	株式会社オリエントコーポレーション	鶴ヶ島市脚折町5-2-19	
この頁の小計						2	0	8	9	0	8			
その他の支出						1	9	2	9	1	8			
合 計						4	0	1	8	2	6			

※ 5万円以上の (国会議員関係政治団体は1万円を超える) 支出はすべて個別に記載し、5万円未満 (国会議員関係政治団体は1万円以下) の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。  
 ※ 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の ( ) の中の項目ごとに最後のページにのみ記載すること。

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金及び通常貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	



(その20)

## 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 21 日

政治団体の名称 中川圭と明日の医療を考える会

会計責任者の氏名 栩兼 仁美

代表者の氏名  
(解散時のみ)



(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

# 政治資金監査報告書

令和6年3月20日

中川圭と明日の医療を考える会

代表 中川 圭子 殿



登録政治資金監査人

棚田 秀利



登録番号第

4953号

研修修了年月日平成27年11月6日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、中川圭と明日の医療を考える会の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、中川圭と明日の医療を考える会の当該事務所での作業スペースの確保が困難なため、監査人である棚田秀利税理士事務所（広島市中区八丁堀12番3号）において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

中川圭と明日の医療を考える会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、中川圭と明日の医療を考える会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上